令和６年７月

お客さま　各位

東春信用金庫

預金規定等の改正のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
さて、預金関係規定およびその他関係の規定を下記の通り改正いたしますので、お知らせします。

記

１．改正となる規定

（１）預金関係規定

・当座勘定規定(一般用)　・当座勘定規定(専用約束手形口用)
・普通預金規定(決済用普通預金〔無利息型〕を含む)　・アプリからの口座開設に係る特約
・総合口座取引規定　・貯蓄預金規定　・納税準備預金規定　・通知預金規定
・定期預金共通規定　・自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定
・インターネットバンキング専用定期預金特約　・自由金利型定期預金(大口定期預金)規定
・期日指定定期預金規定　・変動金利定期預金規定　・定期積金（スーパー積金）規定

（２）その他関係の規定

・貸金庫規定（手動型）　・貸金庫規定（全自動型）　・夜間金庫規定
・ペイジー口座振替受付サービス規定　・ネット口座振替受付サービス利用規定
・でんさいサービス利用規定　・東春テレホンサービス規定　・振込規定
・東春キャッシュカード規定　・東春ＩＣキャッシュカード特約

２．変更日

令和６年８月１日（木）

３．主な改正内容

改正となる条文は、（別紙）「新旧対照表」を参照願います。
各規定の詳細は、「各種規定集」をご覧ください。

以　上

（別紙）

新　旧　対　照　表

改　正　後	改　正　前
(預金の払戻し) (1)　この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。	(預金の払戻し) (1)　この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
(2)　この預金は、当金庫のキャッシュカードまたは通帳暗証番号登録された通帳の提出と暗証番号の入力により、当金庫の窓口タブレット端末を使用して払戻しができます。	（追加）
(3)　前２項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の掲示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。	(2)　前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の掲示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
(4)　この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。	(3)　この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
(5)　同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。	(4)　同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
(届出事項の変更、通帳(証書)の再発行等) (1)　通帳(証書)や印章を失ったとき、または印章、名称、住所、在留資格・在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。	(届出事項の変更、通帳(証書)の再発行等) (1)　個人のこの預金の取引において、通帳(証書)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
(2)　前項の印章、名称、住所、在留資格・在留期間その他の届出事項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。	(2)　前項の印章、名称、住所その他の届出事項の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
（削除）	(3)　個人以外のこの預金の取引において、通帳(証書)を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
(3)　通帳(証書)や印章を失った場合のこの預金の払戻し、(元利金の支払い、)解約または通帳(証書)	(4)　通帳(証書)や印章を失った場合のこの預金の払戻し、(元利金の支払い、)解約または通帳(証書)

の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
(4)　通帳(証書)を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。	(5)　通帳(証書)を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
(5)　預金口座開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。	（追加）
(取引の制限等)	**(取引の制限等)**
(1)　当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。	(1)　当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
(2)　前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。また、３年以上利用のない預金口座についても同様の取扱いとします。	(2)　前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。(追加)
(3)　日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を、当金庫所定の方法により届出てください。また、届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。なお、当該預金者が当金庫に届出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。	（追加）
(4)　前３項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。	(3)　前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。
(解約等)	**(解約**等)

(1)　この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。	(1)　この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
(2)　前項の解約の手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、この確認ができるまでは解約を行いません。	(追加)
(3)　次の各号のーにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。	(2)　次の各号のーにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
①　この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合	①　この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
②　この預金の預金者が第〇条第〇項に違反した場合	②　この預金の預金者が〇.(〇)に違反した場合
③　当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項、および前条第１項もしくは第３項にもとづき申告した内容や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合	(追加)
④　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合	③　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
⑤　の預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合	④　この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
(4)　前項のほか、次の各号のーにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。	(3)　前項のほか、次の各号のーにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。(追加)
①　預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合	①　預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
②　預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼう	②　預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団

ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること	B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前記Aから Eに準ずる者 （追加）
③　　(省略) (5)(6)　　(省略)	③　　(省略) (4)(5)　　(省略)
(規定の変更) (1)　この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2)　前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。	**(規定の変更)** (1)　この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の４の規定にもとづき変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3)　前２項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

ご不明な点におきましては、お取引店までお問合せ下さい。

東春信用金庫